

目黒区障害者自立支援協議会個人情報保護に関する指針

目黒区障害者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 条）及び目黒区個人情報保護条例の各規定を厳守し、具体的には下記の内容を定め個人情報保護に努めるものとする。

（目的）

1 協議会での検討事項と個人情報保護

協議会（専門部会を含む。）は、困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信、地域の関係機関による連携体制の構築、障害福祉サービス等の提供のあり方に関する協議及び調整、地域の社会資源の開発、改善等の検討を行う。

協議会が法、条例を踏まえ、上の所掌事項を検討するために、事例検討、ケース会議等を踏まえ課題共有を行うにあたり、個人情報の適正な取扱いを確保するための指針として定めるものとする。

（個人情報の定義等）

2 個人情報の保護について

特定の個人を識別できる情報（氏名、生年月日、家族構成、障害名等）及び他の情報と容易に照合することができることによって特定の個人を識別することができる情報を個人情報とする。

協議会では、事例検討やケース会議等において、利用する情報を個人情報とする。個人情報の内容としては、文書、会議録、電磁的記録、図画、写真等の記録物とする。

（個人情報の利用と保護）

3 協議会での個人情報の利用と個人情報保護について

協議会は、地域生活を送る上で適切な支援のあり方、又適切な地域生活を送るために必要な社会資源の開発について検討する等にあたって、具体的な障害者及び家族の生活実態を基に施策の評価や新施策案の検討することは不可欠である。具体的な事例を挙げての検討の際に個人情報保護の指針が必要である。

（個人情報の管理）

4 個人情報の適正管理について

- (1) 協議会の活動上知り得た本人やその家族の個人情報を、第三者に漏洩しない。
- (2) 必要に応じて、本人と特定できないように年齢、住所、学校・施設名等の使用の工夫を行う。
- (3) 秘密を保持する義務は、協議会関連委員（参加者含む）がケース会議等終了後及び委員等が離職した場合においても継続する。

- (4) 事例検討で配布する資料に関しては、当日配布・当日回収を原則とする。
- (5) ケース会議等の主催者である協議会委員は、資料の適正な処分を行い、外部への漏洩を防止する。

(外部提供の制限)

5 情報の開示について

- (1) 本人又はその家族が事前に情報利用の目的等の説明を受けた上での承諾なしにケース会議等で、情報提供はしない。
- (2) 事例検討及びケース会議の中で、討議の中で参加者から口頭等で報告する場合、本人・家族の同意を得ていない場合は、発言と記録等には十分な注意を払い、個人が特定されないように留意する。
- (3) ケース会議等で個人情報を提供を受けた場合は、会議での検討内容等について、必要に応じて情報提供者に対して還元するものとする。

附則

この指針は平成27年4月1日から施行する。